



工業用水の利用対象

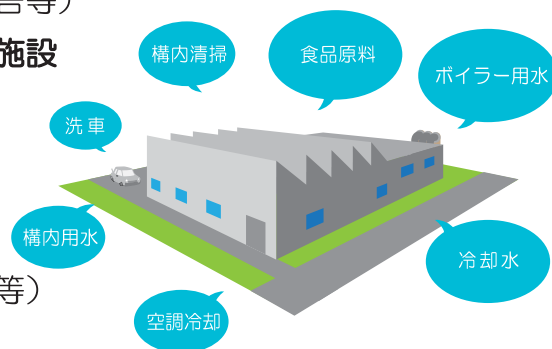
工業用水道を使える業種は

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業となります。また、雑用水としても使用可能です。

対象となる雑用水について

雑用水については、一定の条件の下、次のような使用に供給することができます。

- ・ 公共施設等であって、地域の開発振興に資する施設
（例えば、下水処理場、し尿処理場、ごみ焼却場、市町村庁舎等）
- ・ 地盤沈下対策等のため地下水から水源転換を余儀なくされる施設
（例えば、ビルの冷暖房施設等）
- ・ 地域環境と調和を図るため、工業用水道から供給することが
適当な施設（例えば、浄水場等に隣接する公園等）
- ・ 産業の健全な発達に資する施設
（例えば、操車場等の洗車用水、流通団地における用水施設等）



新たな用途のひろがり

工業用水道は、産業別では主に鉄鋼、金属製品、機械製造等に利用されていますが、清掃用、洗車用、空調冷却などに活用することができます。

また、浄水処理を行うことにより、食品の原料として、「冷凍食品」、「酒類」、「清涼飲料」など、幅広い用途があります。



工業用水の利用状況

産業分類	平成28年度	
	事業所数 (事業所)	年間給水量 (m ³)
製造業	72	3,668,380
食料品製造業	28	1,546,334
飲料・たばこ・飼料製造業	8	566,599
化学工業	1	232,109
石油製品・石炭製品製造業	2	229,429
窯業・土石製品製造業	21	754,591
鉄鋼業	3	219,371
その他の製造業	9	119,947
電気業	6	1,491,037
製造業 以外	23	999,328
洗濯・理容・美容・浴場業	7	674,351
廃棄物処理業	5	261,091
娯楽業（公園）	3	7,793
その他	8	56,093
合計	101	6,158,745

